NPO法人神奈川県自然保護協会

設立1965年10月1日

ニュースレター

No.89

2017年 5月17日

目 次	ページ
お知らせ・行事案内 生物多様性ホットスポットの現場を見よう 7月16日	 1
総会のご案内・議案書 総会議案書 (参考)特定非営利活動法人かなぐぁけん自然保護協会定款	 2 8
県内自然保護ニュース 神奈川県自然保護協会からのお知らせ	 12

お知らせ・行事案内

生物多様性ホットスポットの現場を見よう 日時 2017年7月16日(日)

あつぎこどもの森公園

神奈川県自然保護協会が選定した、生物多様性ホットスポットでは、「荻野運動公園北側緑地」という名称になっているところです。その後ここは整備され、「あつぎこどもの公園」となっています。公園として整備するにあたり、神奈川県自然保護協会はじめ関係団体で、厚木市に申しいれ生物多様性に

配慮した工事を行う事、開園後の管理についても係わりながら更なる生物多様性向上を目指しています。その結果、ここに生息するトンボの種類が劇的に増加するなど,効果が現れています。

今回は、ここの現状や管理についてスライドで説明を聞いたり、現地で自然観察をしたりします。

集 合 午前9時30分 小田急線 本厚木駅中央改札口前 解散 午後3時頃現地

申込の際に申告されれば直接現地(10:10頃)に来られても構いません。

持ち物 観察用具、昼食、のみもの。

本厚木駅から最寄りバス停まで片道 290 円の負担があります。

案内 あつぎこどもの森クラブ 自然プロジェクトメンバー

参加費 1000 円 資料代、保険

申し込み 会員は氏名、同行者名、連絡先電話 非会員は住所、氏名、連絡先電話 はがき又は、メールで事務局へ



ツマキチョウ



ミズオオバコ



25 20 15 10 5 0 2014年 2015年 2016年

トンボは水田や湿地で育つ昆虫です。 神奈川県内ではそのような環境が減り、 トンボの数も急激に減っています。 しかし、あつぎこどもの森公園では、他では 絶滅した珍しいトンボが増えているのです。 日本の古称のひとつ「秋津洲」はトンボの園。 昔の日本って、こんな環境だったのかも?

神奈川県自然保護協会 第14*回総会のお知らせ

*前号で13回としたのは間違いでした。お詫びします。

1 日 時 2017年6月17日(土)

18時より (開場 17時30分)

2 会場 かながわ県民センター3階 304号室

3 日程

17:30 開場

18:00 総会開会 開会挨拶

18:20 総会議事(総会議案書は次号に掲載します)

18:55 総会閉会

19:00から 講演会「かながわの帰化植物事情」

県立生命の星・地球博物館学芸員 田中徳久氏

20:30 閉会予定

このニュースレター、資格のある会員には<u>出欠(委任状兼用)用はがきを同封しました。</u>

5月中に投函してください。6月1日以降に投函する場合は1.0円切手を貼り足して下さい。

講演会は会員でなくても参加できます(総会も傍聴自由)。

2017年度(第14回)神奈川県自然保護協会総会議案書

第1号議案 2016年度事業及び決算報告(案)及び監査報告

2016年度事業報告

1 事業の成果

本協会は昨年50周年を迎え、行事を通してできた 県内各地の団体とのつながりや、生物多様性ホットス ポット選定の成果を生かして、県内生物多様性保全啓 発活動を更に発展させる取り組みを行った。

2 事業内容

- (1) 自然保護に関する普及啓発事業
 - ア シンポジウム・講演会開催事業

神奈川県が生物多様性戦略(かながわ生物多様性計画)を策定したことにともない、内容について啓発するため、担当者を招き講演して頂いた。

かながわ生物多様性計画について 6月18日 かながわ労働プラザ

講演内容については、ニュースレターNo.86に掲載した。

- イ かながわエコ10 2016啓発 ブース出展 5月28日、29日 象の鼻パーク
- ウ 自然観察会・勉強会

どう護るか、生物多様性ホットスポット 茅ヶ崎 里山公園に学ぶ 9月4日 講師 岸一弘氏

地形·地質観察会2017年3月16日大磯丘陵 講師 松島義章理事

工 厚木市生物多様性地域戦略推進事業協働

厚木市が策定した「生物多様性あつぎ戦略」実施 に当たり、さがみ自然フォーラム運営委員会を中心 にその実施を協働で行う。

さがみ自然フォーラム 2017年2月8日~1 3日 会場 アミューあつぎ

今年大学生の研究発表が多く加わったことと企

業の参加があり、成果があった。

かながわ 県民センタ

西口ロータリ

→ JR・東急・京急・相鉄

横浜駅

- · 日時2017年2月8日~13日
- 会場 厚木市市民活動プラザ(アミュー厚木)

県内活動団体からの報告26団体小中学校5校高校・大学の研究発表7校大学6校企業1自治体等3

市民が撮った自然スライド 5人

• 講演会

「里山を生かした公園づくり」 講師 明治大学教授 倉本宣氏

- 参加者 延約800名
- また、発表のレジュメ集40pを発行した。
- 厚木市民向けに生物多様性を感じるエコツアー実施

4月29日 自然のめぐみ「春を味わおう」自 然観察とタケノコ掘り・賞味」 あつ ぎこどもの森公園 参加33名

11月5日 自然のめぐみ「秋を味わおう」自然 観察、ドングリのポット苗作り、栗ご飯昼食あつ ぎこどもの森公園 参加30名

- 特定外来種対策 啓発活動及び市民向け自然観察 会と除去作業
- ・厚木市立妻田小学校ビオトープづくり(継続)
- (2) 広報・刊行事業
 - ア 啓発誌発行事業 1

啓発誌「かながわの自然」67号 未発行 本協会50周年と生物多様性ホットスポットを内

容として編集中

イ 啓発誌発行事業 2

情報紙「ニュースレター」 84号から88号まで 5回ページ総計 本紙別冊併せて134ページ

ウ ホームページとメールマガジン

印刷物では行き渡らない情報発信の場として、ホームページの充実に努めた。またニュースレターの情報を補うために時宜に応じてメールマガジンを概ね月2回程度発行した。(No.19~35)

- エ 県内の自然や、本協会の活動を広報するポスター の内容の充実を図り、機会を捉えて掲出する。
 - 2016年度制作 「ホットスポットの今」
- (3)他の団体等との協働・連携や支援に係わる活動
 - ア さがみ自然フォーラム開催(再掲)

県内で野生動植物の保全再生活動を行う個人・団体、組織等の関係者が集まり、意見や情報の交換を行う。(厚木市との協働)

イ 専門家派遣事業

- ・内容 協会会員のうちで自然に関する各分野の専門 家を、必要とする団体等に対し指導・協力者として 派遣・及び機材の貸し出しをする。
- ・厚木市 あつぎこどもの森公園 企画事業
- ・厚木市愛甲小学校 川の学習

ほか

ウ 行事の後援

- ・江ノ島モース祭(モース研究会:5月29日開催)
- ・川名自然フォーラム主催行事
- 藤沢自然と親しむ会 10月16日、30日
- (4) 県内自然の諸問題に対する調査・研究
 - 神奈川県内、生物多様性ホットスポットプロジェクト

ホットスポットプロジェクトについては啓発活動 に努めた。

(5) 行政への働きかけ・協働

- 神奈川県の環境行政について、県民と担当部局の意見交換の場を設け、よりよい協働への機会を作る。
- ・ 浅羽副知事との懇談会 県内各地の問題を捉えて意見交換を行った。

8月10日

・江の島聖天島保全の要望書

神奈川県知事宛・神奈川県教育長宛10月21日 藤沢市長宛 12月27日

(6) 2016年度・役員が協会代表として行政および他機関の役職についたもの。

(藤崎理事長)

- ・ 小網代の森保全対策協議会委員
- かながわ地球環境保全推進会議副会長
- 丹沢大山自然再生委員会委員

(青砥副理事長)

- 神奈川県環境審議会委員
- 神奈川県環境農政局主管公共事業評価委員会委員
- 水源環境保全再生かながわ県民会議委員
- ・かながわトラストみどり基金緑の募金運営協議会委員

(山口理事)

- 神奈川県愛鳥ポスターコンクール審査員
- 3 事務局体制

(運営組織)

活動の広がりに伴い作業量が多くなることに対応して、役 員の役割分担を明確にするための組織体制の確立に努め た。

4 会議の開催

総会 6月18日 かながわ労働プラザ 理事会 7,10,1,4の各月第2火曜日 運営委員会毎月 第2火曜日運営委

2016 年度 収支決算書

2016年4月1日から2017年3月31日まで

	特定非営利活動法人の	名称	特定非営和	引活動法人	神奈川県自然保	護協会
科		予算	金額(円決算	増減(△減)	備	考

		並			171.13	_	
		予算	決算	増減 (△減)			
I 収入	の部						
1 会費	・入会金収入	680,000	551,000	△129,000	会費	内過年度分	¥31,000-
2 (1)	自然保護に関する普及啓発事業	200,000	113,000	△87,000			
ア	自然観察会開催事業	(200,000)	(113,000)				
(2)	受託金•補助金	496,800	496,800	0			
ア	受託金	(496800)	(496,800)	(0)			
1	補助金	(0)	(0)	(0)			
3 寄付	寸金	100,000	77,744	△22,256	内 書籍	音 ¥ 19,744	-
4 神系	奈川県協賛金	230,000	230,000	0			
5 雑収	又入 ・ 源泉所得税預かり金	4,000	25,607	21,607			
6 前其	明未収金	0	0	0			
7 事第	美 費取崩	0	0	0			
今其	明収入合計 (A)	1,700,800	1,494,151	△216,649			
預た	かり金	101,000	82,000	△19,000	16年度	度以降前受け	会費他
前其	月繰り越し収支差額	324,485	324,485	0			
	収入合計(B)	2,136,285	1,900,636	△235,649			

支出の部				
1 事業費	1,592,000	1,054,497	△537,503	
(1) 普及啓発事業	275,000	119,483	△155,517	
ア 講演会開催事業費	(25,000)	(4,320)	(△20,680)	
イ シンポジウム開催事業	(25,000)	(0)	(△ 25,000)	
ウー自然観察会開催事業	(200,000)	(91,412)	(△ 108,588)	講師・スタッフ経費・バス借り上げ
エ 啓発ブース出展費用	(25,000)	(23,751)	(△ 1,249)	エコ10イベント出展料ほか経費
(2) 企画事業費	250,000	59,821	△ 190,179	
アの厚木市イベント	(200,000)	(58,665)	(△ 141,345)	チラシ印刷、ポスターフレーム他
イの保全事業	(50,000)	(1,166)	(△ 48,834)	ビオトープ維持管理
(3) 刊行事業	800,000	198,260	△ 601,740	
ア 啓発誌発行事業 1	(600,000)	(0)		神奈川の自然 67 号未刊行
イ 啓発紙発行事業 2	(120,000)	(101,450)		ニュースレター 75 号~ 80 号
ウ ホームページの運営事業	(80,000)	(49,830)	(△ 37,170)	
エ その他印刷物作成	(0)	(46,980)	(46,980)	協会紹介パンフ等を未作成
(4) 他団体との協働・支援	212,000	661,933	449,933	
ア さがみ自然フォーラム	(200,000)	(649,933)	(449,933)	協力者謝礼・チラシ印刷他
イの他団体会費	(12,000)	(12,000)	(0)	丹沢大山再生委員会。丹沢ボラネット
(5)調査・研究費	55,000	15,000	△40,000	
アー自然環境調査費	(40,000)	(0)	(△40,000)	ホットスポットワーク
イ 資料購入費	(15,000)	(15,000)	(0)	日本自然保護協会
2 管理費	267,000	346,469	79,469	
(1) 役員報酬	0	0	0	無償
(2) 事務局人件費	0	0		無償
(3) 備品費	95,000	95,000		償却費引当積立
(4) 消耗品費	30,000	60,537	30,537	事務用品・用紙・電池など
(4) 役務費	8,000	10,414		コピー代・宅配便
(5) 交通費	40,000	40,000	0	交通費
(6) 通信費	10,000	23,432		連絡郵送代・行事開催連絡他
(7) 会議費	80,000	100,420		会議会場費•弁当代
(8) 雜費・源泉所得税納入	4,000	16,666	12,666	講師謝礼源泉徴収税支払い他
3 事業積立金	200,000	20,0000	0	
4 前受け会費	12,000	82,000	70,000	次期預かり金へ
5 予備費	65,285	0	△65,285	
当期支出合計(C)	2,136,285	1,682,966	△453,319	
当期収支差額(A) - (C)		△188,815		
次期繰越収支差額(B)-(C	C)	217,670		

2016年度 活動計算書

経常収益	1,494,151					
1 受取会費		551,000				
正会員(個人)受取会費			336,000	112	昨年	139
正会員(団体)受取会費			90,000	18	昨年	15
賛助会員受取会費			120,000	3		
家族会員受取会費			2,000	2		
過年度分受取会費			3,000			
2 受取寄付金		77,744				
受取寄付金			58,000			
物品配布寄附金			19,744	書籍・	印刷物	
	Ţ					
3 受取助成金等・委託金		726,800				
神奈川県協賛金			230,000			
厚木市委託金			496,800	生物多	様性あ	つぎ戦略委託金
	T	T				
4 事業収益		113,000				
自然観察会事業参加費			113,000			
E 7 0 11 11 11 12 14	T	00.0=0				
5 その他収益		20,052				
受取利息			52			
雑収益			20,000			
過年度未収金収入			0			
O JEAN JE Z	Т		1			
6 収益外収入		5,555				

事業積立取崩		0	
源泉徴種預かり金		5 555	

Ⅱ 経常費用	1,600,966			
1 事業費	1,321,269			
(1)人件費		129,455		講師謝礼•従事者費用
(2) その他経費		1,191,814		
会議費			0	企画打合せ
旅費•交通費			14,280	従事者交通費・駐車料
消耗品費			63,720	用紙 ポスターフレーム他
役務費			80,254	保険料 コピー 手数料など 他
印刷製本費			362,730	チラシ・パンフレット・リソグラフカード
通信運搬費			66,830	CM 便送料 郵送費
減価償却費			95,000	
活動支援費			302,000	ポスター展示・発表団体へ
イベント実施費			,7,000	
事業積立			200,000	
2 管理費	279,697			
(1)人件費			0	
(2) その他経費		279,697		
会議費			102,040	定例役員会
旅費•交通費			40,000	交通費 駐車料 有料道路代金
備品費			0	
消耗品費			45,713	用紙代 事務用品 封筒
役務費			51,846	振込手数料 物品借用料 他
印刷•製本費			4,100	総会出欠用葉書印刷
通信運搬費			19,332	切手 はがき
源泉徴収税支払い			16,666	
その他			0	

特別会計

名称	前年度末残額	本年度取崩	本年度積み増し	本年度末残額
事業用積立	2,215,000	0	200,000	2,415,000
備品償却引当金	545,000	0	95,050	640,050

備品

	前年度末評価額	本年度購入	本年度償却額	本年度末評価額
トランシーバー、PC 等	108,726	0	48,726	60,000

財産目録 2017.3.31

科目		金額	
Ⅰ 資産の部	! !	!	
1 流動資産	į	į	
現金	△ 30,587	į	
普通預金 横浜銀行	66,954	į	
普通預金 スルガ銀行	21,667	i	
通常貯金 ゆうちょ銀行	241,636	į	
振替口座 ゆうちょ銀行	0		
事業積立	į		
定額貯金 ゆうちょ銀行	2,215,000		
定期預金 スルガ銀行	200,000		
備品償却積立	į		
定額貯金 ゆうちょ銀行	450,000	; !	
定期預金 スルガ銀行	190,050	 	
流動資産 計		3,354,720	
2 固定資産			
備品	60,000		
固定資産 計		60,000	
資産合計	 	 	3,414,720
Ⅱ 負債の部	 	! !	
1 流動負債	 	! ! !	
前払い会費預かり金	82,000	ļ	
未払い金	0	! !	
短期借入金	30,587		_
流動負債 計		112,587	
2 固定負債		! !	

長期借入金	0		Î
固定負債 計		0	
負債合計		İ	112,587
正味財産			3,302,133
昨年(3,049,067)比		1 1 1	253,066

2016年度監査報告

未監査 5月中に受ける予定です。

第2号議案 2017年度 事業計画及び予算(案)

2017年度 事業計画(案)

1 事業活動方針

本協会は一昨年50周年を迎え、行事を通してできた県内各地の団体とのつながりや、生物多様性ホットスポット選定の成果を生かして、県内生物多様性保全や、そのための啓発活動を更に発展させる取り組みを進める。

2 事業内容

- (1) 自然保護に関する普及啓発事業
- ア シンポジウム・講演会開催事業

生物多様性ホットスポット保全やこれを阻害する要因である外来生物を題材に一般県民を対象に自然と人 とのよりよい関わり方を探る啓発活動を行う。。

- ・かながわの帰化植物事情 6月17日
- ・生物多様性保全と外来生物 2018年2月
- イ かながわエコ10 2018啓発 ブース出展 5月27日、28日 日本大通り
- ウ 自然観察会

生物多様性ホットスポット対象の自然観察会・勉強会 あつぎこどもの森公園 7月16日(日) 他 随時

地形・地質観察会 2018年3月頃

工 厚木市牛物多様性地域戦略推進事業協働

厚木市が策定した「生物多様性あつぎ戦略」実施 に当たり、さがみ自然フォーラム運営委員会を中心 にその実施を協働で行う。

- さがみ自然フォーラム 2018年2月8日~1 2日
- ・厚木市民向けに生物多様性を感じるエコツアー実施 川のめぐみ発見ツアー 4月4日 海のめぐみ発見ツアー 日時調整中
- ・厚木市環境フェア ブース出展 10月29日
- 特定外来種対策 啓発活動及び市民向け自然観察 会と除去作業
- ・ 休耕田を使った自然学習(厚木市荻野小学校対象)
- (2) 広報・刊行事業
- ア 啓発誌発行事業 1

啓発誌「かながわの自然」67号

特集 生物多様性ホットスポット、神奈川県自然保護協会50年史

イ 啓発誌発行事業 2

情報紙「ニュースレター」

NPOとしての活動に関する広報

行事に関する広報/県内の自然保護の動きに関する

情報/神奈川県の環境行政の動向に関する広報 など隔月を目標に発行する。

ウ ホームページの運営

印刷物では行き渡らない情報発信の場として、ホ ームページの充実に努める。

- エ かながわの自然保護の新しい状況を伝えるメール マガジン 発行随時
- オ 県内の自然や、本協会の活動を広報するポスター の内容の充実を図り、機会を捉えて掲出する。
- カ その他必要に応じて、協会紹介パンフレットづく りなど行う。
- (3)他の団体等との協働・連携や支援に係わる活動
- ア さがみ自然フォーラム開催(再掲)

県内で野生動植物の保全再生活動を行う個人・団体、研究者、組織等の関係者が集まり、意見や情報の 交換を行う。(厚木市との協働)

- 日時2018年2月8日~12日
- ・会場 厚木市市民活動プラザ(アミュー厚木) 県内活動団体からの報告

ポスター展示及びポスターセッション 生物多様性保全と外来生物シンポジウム

- イ 専門家派遣事業
 - ・内容 協会会員のうちで自然に関する各分野の専門家を、必要とする団体等に対し指導・協力者として派遣・及び機材の貸し出しをする。

ほか

- ウ その他 必要な活動
- (4) 県内自然の諸問題に対する調査・研究
 - ・神奈川県内、生物多様性ホットスポットプロジェクト

選定したスポットの追加、発展作業 外来生物調査

- 他 自然全般
- (5) 行政への働きかけ・協働
- ・ 神奈川県の環境行政について、県民と担当部局の意見 交換の場を設け、よりよい協働への機会を作る。
- ・ 県内各地で起きる自然破壊、自然保護上の問題に対する要望、意見書の提出。

3 事務局体制

- 資料印刷・現金出納・行事実施など協力者募集
- ・ホットスポット、環境教育など部会を組織し理事も 事情が許す限り、運営メンバーとして参加し実行体 制の強化にかかわる。

4 会議の開催

総会 6月18日 17:30 神奈川県立労働プラザ 多目的ホールB

原則誰でも参加自由、開催日時はメールマガジンで 広報する。

2017年度予算(案)

理事会 年2回

科目	金	額(円)		備考
I 収入の部	前年度実績	本年度予算	比較(△減)	
1 会費収入	551,000	580,000	29,000	
2(1) 自然保護に関する普及啓発事業	113,000	100,000	△13,000	
アー自然観察会開催事業	(113,000)	(100,000)	(△ 13,000)	参加費(交通費の他1名1,000円)
(2) 受託費·補助金	496,800	496,800	0	
アー受託金	(496,800)	(496,800)	(0)	厚木市 生物多様性戦略事業費
_ イ 補助金	(0)	(0)	(0)	
3 寄付金	77,744	60,000	△17,744	一般寄附及び書籍譲渡見返
4 神奈川県協賛金	230,000	230,000	0	
5 雑収入・源泉所得税預かり金	25,607	10,000	△15,607	
6 前期未収金	0	0	0	
7 事業積立取り崩し	0	0	0	
当期収入合計(A)	1,494,151	1,476,800	△17,351	
預かり金(前受け会費)	82,000	82,000	0	差額は本年度会費に組み入れ
前期繰り越し収支差額	324,485	217,670	△106,815	
収入合計(B)	1,900,636	1,776,470	△124,166	

Ⅱ 支出の部				
1 事業費	1,054,497	1,415,000	360,503	
(1) 自然保護に関する普及啓発事業	119,488	215,000	△179,733	
ア 講演会開催事業費	(4,320)	(5,000)	(680)	総会後 講演
イ シンポジウム開催費	(0)	(100,000)	(100,000)	外来生物シンポ さがみ自然F内
ウー自然観察会開催事業	(91,412)	(80,000)	(△ 11,412)	講師謝礼他経費
エ 啓発ブース出展費	(23,751)	(30,000)	(6,249)	かながわエコ 10 フェス他出展料
				経費
(2)企画事業費	59,821	63,000	3,179	↓
ア 厚木市イベント	(58,655)	60,000	-	外来生物啓発・エコツアー他
イの保全事業	(1,166)	3,000		ビオトープ維持管理
(3)刊行事業	198,260	740,000	541,740	l
ア 啓発誌発行事業 1	(0)	(600,000)		かながわの自然 67号
イ 啓発紙発行事業 2	(101,450)	(100,000)		ニュースレター
ウ ホームページの運営事業	(49,830)	(40,000)	(△ 9,830)	
エーその他印刷物作成事業	(46,980)	(0)	(△ 46,980)	
(4)他団体との協働・支援	661,938	362,000	△299,933	↓
ア さがみ自然フォーラム	(649,933)	(350,000)		運営費 当日資料 出展謝礼他
イの他団体協賛金	(12,000)	(12,000)	(0)	丹沢大山自然再生委員会 丹沢ボ
				ラネット
(5)研究調査費	15,000	35,000	20,000	生物多様性ホットスポットプロジェクト他
2 管理費	346,469	267,000	37,126	
役員報酬	0	0		無償
事務局人件費	0	0		無償
備品費	95,000	50,000		備品償却費
消耗品費	60,537	40,000		事務用品•会議資料用紙代
<u> </u>	10.414	8,000		コピー 宅配便送料等
交通費	40,000	40,000		旅費・駐車料
通信費	23,432	20,000		連絡郵送代•行事開催連絡他
会議費	100,420	100,000		役員会会場費•弁当代
雑費・源泉所得税支払い	16,666	4,000	△12,666	
3 事業積立金	200,000	0	△200,000	
4 前受け会費	82,000	12,000	△67,000	2017年度分以降前受け会費
5 予備費	0	84,470	84,470	
当期支出合計(C)	1,682,966	1,776,470	93,504	

神奈川の自然 在庫 269冊

第3号議案 役員改選案

次の方を2017年度から2018年度までの役員として提案します。

役員候補者(五十音順)理事長・副理事長は定款により 理事の互選により決まります。

理事 1 青砥 航次

2 大谷 房江

3 片桐 務

4 岸 しげみ 茅ヶ崎野外自然史博物館

5 <u>北野 忠</u> 東海大学教授

6 新堀 豊彦

7 高柳 英麿

8 橋浦 敬子

9 原 悠樹

10 原田 禎介

11 廣崎 芳次

12 藤崎 英輔

(参考)

13 松島 義章

14 三嶽 良子

15 村上 雄秀

16 持田 幸良

17 八城 敬友

18 山口 勇一

監事 19 宮嶋 徹

20 吉武美保子 元理事 NORA 横浜里山研究所

(退任)

理事 飯村 武

石井 隆

河野 顕子

池田 等

渡邊 恒美

監事 友井 国勝

特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会定款

(2004年6月1日実施・2009年6月20日最終改訂)

第1章 総則

(名称)

- 第 1条 この法人は、特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会(以下「協会」という。) という。
 - 2 協会の英文名称は、Nature Conservation Society of Kanagawa とする。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を神奈川県厚木市林五丁目 1 5番 1 0 号に置き、従たる事務所を神奈川県横浜市南区宿町 3 丁目 5 4番地メゾンド蒔田 1 階 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、神奈川県土、神奈川県民及び関係諸機関に対して、 自然保護活動推進及び情報発信をする事業を行い、神奈川県 の自然の保護及び神奈川県民の自然保護意識の向上に寄与す ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定 非営利活動を行う。
 - (1) 環境の保全を図る活動

(事業)

- 第 5 条 協会は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動 に係る事業を行う。
 - (1) 自然保護に関する普及啓発
 - (2) 他の団体等が行う自然保護活動に係わる支援
 - (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活 動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 家族会員 正会員と生計を同一にする家族で協会の目的に賛同して入会した者

- (3) 特別会員 協会の目的に賛同して活動を支援するために入会した個人又は法人
 - (4) 名誉会員 協会の発展に特に顕著な功績があったもので理事 会において認められた個人及び団体

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理 由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならな い。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、 任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (家族会員)

第 12 条 家族会員の入退会等については、第 7 条から第 11 条まで及び第 14 条を準用する。

(特別会員)

- 第 13 条 特別会員の入会については、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。この場合 2名以上の正会員の推薦を必要とするほかは第 7 条を準用する。
 - 2 特別会員の退会等については、第8条から第11条まで及び第 14条を準用する。

(拠出金品の不返還)

第 14 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

- 第15条 協会に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 15人以上25人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
 - (3) 顧 問 若干名
 - 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とす る。

(選任等)

- 第16条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又は協会の職員を兼ねることができない。
- 第 16 条の 2 顧問は理事会において選任し、理事長がその直近の総会に報告し事後承認を求める。
 - 2 顧問は本法人の社員であることを必要としない。

(職務)

- 第17条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事 長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、 その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の規定及び理事会の議決に 基づき、協会の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 協会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、協会の業務又は財産に関 し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実が あることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告 すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する
 - (5) 理事の業務執行の状況又は協会の財産の状況について、理 事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
 - 5 顧問は理事会の求めに応じて神奈川県の自然保護及び本協 会の運営について意見を述べる。(任期等)
- 第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞ

れの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 19 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠け たときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第 21 条 役員のうち報酬を受け取ることのできる者は、その総数の3 分に1を超えないものとする。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

- 第22条 協会には役員のほかに顧問及び相談役を置くことができる。
 - 2 顧問及び相談役の任免及び処遇については理事会の議決に 基づき理事長が決定する。

(事務局及び職員)

- 第23条 協会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の必要な職員を置くことができる。
 - 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、その他 の職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決 を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第24条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第26条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) 役員の選任等に関する事項
 - (7) 入会金及び会費に関する事項
 - (8) 長期借入金に関する事項
 - (9) その他協会の運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 17 条第4項第4号の規定により、監事から招集があった とき

(招集)

- 第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求が あったときは、その日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなけれ ばならない
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項 を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなけ ればならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から 選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会 員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(表決権等)

- 第32条 各正会員の表決権は、平等であるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらか じめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正 会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の 適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その 議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 人2人以上が署名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決す

る。

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (=) 1,524 1,000 (= 1 = 1) (1) (1) (1)
- (3) 事務局の組織等に関する事項

(1) 総会に付議すべき事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 17 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求が あったとき

(招集)

- 第37条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったと きは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならな
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会すること ができない。

(議決)

- 第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によって あらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第41条 各理事の表決権は、平等であるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらか じめ通知された事項について書面をもって表決することができ る。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適 用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その 議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 42 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成 しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記する。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署 名人2人以上が署名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第43条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 協会が運営の必要に伴い取得した資産
 - (3) 入会金及び会費
 - (4) 寄付金品
 - (5) 財産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他の収入

(資産の管理)

第44条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を 経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第45条 協会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。
 - (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて 収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものと すること。
 - (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度 継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び収支予算)

第46条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成 立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立 の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができ
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (事業報告及び収支決算)
- 第 48 条 協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が 事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として 作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総 会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に 終わる。

(長期借入金)

第50条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収 入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なけ ればならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員 の4分の3以上の議決を得なければならない。
 - 2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なけ ればならない。
 - (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁 の変更を伴わないものに限る。)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

(解散)

- 第52条 協会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由により協会が解散するときは、正会員総数の 4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得 なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 協会が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残 存する財産は、法第11条第3項に規定する法人で、協会と 類似する目的を持つもののうちから総会において選定したも のに帰属するものとする。

(合併)

第54条 協会が他の特定非営利活動法人と合併しようとするときは、 総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、 所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 協会の公告は、協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲 載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、 理事長がこれを定める。

附 則

理事長

司

副理事長 柴田敏隆

- 1 この定款は、協会の成立の日から施行する。
- 2 この定款は2007年6月2日に改正しこの日より施行する。
- 3 この定款は2009年6月20日に改正しこの日より施行する。
- 4 協会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 新堀豊彦

同 藤崎英輔 理 青砥航次 同 飯村 武 石井 隆 日 同 池田 等 冒 井上香世子 大澤洋一郎 同 金田 平 司 黒田 務 同 司 河野顕子 高柳英麿 同 同 中村道也 同 橋浦敬子 同 原田禎介

廣崎芳次

 同
 松島義章

 同
 三嶽良子

 同
 持田幸良

 監
 事

 届本
 定

 同
 星澤一昭

4 協会の設立当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 6 月 30 日までとする。

5 協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 協会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立

の日から2005年3月31日までとする。

7 協会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、 次に掲げる額とする。

(1) 入会金

0円

(2) 年会費 正会員 個人 3,000円

団体 5,000円

家族会員 1,000円

特別会員 一口 10,000円 (一口以上)

名誉会員 0円

神奈川県内自然保護ニュース

(このページに掲載する情報をお寄せください。)

かながわエコ10フェスタ 2017 5月27日、28日

里山の生きものや外来種の啓発展示を行います

標記のイベントが 5 月 27 日 (土)、28 日 (日) の2日 間開催されます。昨年は「象の鼻パーク」だったのですが、今年は県庁前の日本大通り、横浜情報文化センター前にブースが割り当てられました。

昨年は里山の生きものの生体展示や外来種の展示を行い 好評だったので、今年も同様の展示をして生物多様性や外 来種問題の啓発を行います。

また、本協会の役員もいますので、会運営の対するご意 見を伺ったり、情報交換する機会にもなります。

会場には、他に見るものや食べ物の店が並ぶのでぜひおいで下さい。

横浜ゴム平塚製造所は生物多様性に配慮した工場として 「いきもの共生事業所(R)認証」を取得されました

今年2月、厚木市で行った、さがみ自然フォーラムに展示協力を頂いた、横浜ゴム(株)の平塚製造所(神奈川県平塚市)は、2月21日、生物多様性に配慮した工場として一般社団法人「いきもの共生事業推進協議会の「いきもの共生事業所(R)認証(ABINC認証)」を取得されました。

ABINC 認証は、一般社団法人「企業と生物多様性イニシアチブ)」 が開発した「いきもの共生事業所(R)推進ガイドライン」に基づき第三者評価・認証する制度です。

横浜ゴムは、2010 年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)に合わせ「生物多様性ガイドライン」を制定し、国内外の工場で全員参加型の生物多様性活動を推進しており、平塚製造所では。敷地周辺の環境を生かし、従業員が定期的に野鳥観察会を開催し、様々な鳥

類を記録しているそうです。

更に、年 1 回の CO2 吸収固定量調査を継続し、樹木の成長に伴う変化のモニタリング、市内を流れる金目川の保全活動で水質、水生生物、鳥類および植物のモニタリング、オオブタクサなどの外来植物の除去や清掃活動などもしています。

また、横浜ゴムは創業 100 周年を記念して 50 万本を植樹する「YOKOHAMA 千年の杜」プロジェクトに取り組んでいいて、平塚製造所でも従業員がどんぐりから育てた苗木を敷地内に 2014 年 11 月までに約 3 万本植樹したほか、「湘南国際村めぐりの森植樹祭」や社会福祉法人へ苗木の提供も行ってきたとのことです。

神奈川県自然保護協会からのお知らせ

会員の方には会費納入のお知らせを同封しました。送付した封筒の宛名シールに貼り付けてある、色シールと見比べて頂くようになっています。よろしくお願いいたします。

ニュースレター 89号

特定非営利活動法人

神奈川県自然保護協会

2017年 5月17日発行

〒243-0816 厚木市 林 5-15-10 青砥方

TEL&FAX 046-222-2356

http://www.eco-kana.org

Eメール:nacs-kana-office01@eco-kana.org

郵便振替口座 00230-0-112653 銀行からの振り込みは ゆうちょ銀行(9900) 029(セ゚ロニキュウ)店 当座 0112653